

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幢ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言■

あなたの主張こそ国鉄闘争の大道 大木 五郎……2

A氏投稿(社会通信七三二号)に対する私の感想

ヨーロッパの空で本格的戦争が始まった 編集部……3

—NATO軍、ユーゴに武力介入—

窮極の「不況脱出」策? 一石 利休……6

—サマータイムが変えるもの—

介護保険—地方自治体でもこれだけできる……10

—東京・武蔵野市の問題提起—

資料1 武蔵野市「介護保険ブックレットⅡ」(一九九八年十二月)……11

厚生省に期待する 介護保険の大胆な改革を! 再び、問題提起と提言

資料2 武蔵野市「介護保険ブックレットⅠ」(一九九七年九月)……14  
保険者とされる武蔵野市からの提言

読者からのおたより……16

# 旬刊 社会通信

NO. 734

一九九九年四月二一日号

一九九九年四月二二日発行  
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

## あなたの主張こそ国鉄闘争の大道

A氏投稿(社会通信七三一号)に対する私の感想

「一人で百回動く」と自覚したときから」の文章は短く論じられていますが、私はこれに全面的に賛成であるばかりでなく大きな感動をもつて読ませて頂きまして、これを掲載した社会通信もさすがだと思つた次第です。

**鋭い問題提起** まづA氏が鋭く提起している次の三点について、これからの労働運動を解明する上の最重要課題であると存じます。

第一に、「私たち労働者はなぜ一回の負けにこうまで動揺するのでしょうか」  
第二に、「負け続けても闘い続ける力をなぜ作る努力をしないのでしょうか」

第三に、「国鉄闘争を否定している人々の共通していることは、この闘いが一般組合員の目に写ることの恐ろしさのような気がします」、「国鉄闘争は本当に邪魔なんだなとつくづく感じました」。

まさにこの問題意識のするどさとその結論は闘いつづけた者にしかわからないことです。自らの運命(めしが食っていけるかどうか)を気にしながら、一人前のりくつだけは言っている組合幹部(連合)たちにはばかげた意見にしかきこえないでしょう。

「改革法承認」とは何なのか。国家的な不当労働行為によって国労をつぶそうとしたことを許し、赤字を解決するために何もやらなかった清算事業団と運輸省(国家権力)の無責任を許しておくことではないか。まさに闘わずして白旗をかかげ権力に屈服することではない。

臨時大会を開いて「承認」をきめるようですが、かつての国労という組合はそんな意気地のない態度をとつたことはないではないか。承認と決めたところで首切られた千人が生きかえることなどできるわけがない。全通の不当解雇訴訟取り下げに学おべしと言いたい。合理化に何でも賛成してしまう全電通(現N T T労働組)の労働者は首切りと強制配転・出向などやられっぱなしです。どこをみても「ものわりのいい組合」になって労働者の自由と権利が守られたというのはどこにもないのです。

私は三公社五現業の公労協という時代に国労の皆さんと共に闘つた者ですから、現役はやめても国鉄の分割民営という攻撃には断固として反対し闘いました。電々公社(現N T T)とは違ひまして国鉄には分割して民営にしなければならぬ必然性はない、やっぱり岩井さんが言っておられたとおり、国鉄労働組合をつぶすことだけが政府のねらいだと思つたからです。国家的な不当労働行為を許してはならぬ。

**こつちが譲つても相手は譲らない** 階級的団結の組合をつぶし路線転換をせまる独占資本の労務対策はいろいろと手がこんでいます。日教組が左右両派の対立で役員を争っていることを利用して文部省と歴史的和解をやらせたり、全通で首を切られた組合員をもとに戻すと言いながら、組合が訴訟を取り下げても首切り撤回はしなかつた。企業別組合のもつ弱さにつけこんだのです。

天下の国労でもやはり企業別組合の弱さがあるのはしかたのないことです。しかし国労は、労働者階級の解放のために闘うという綱領をきめているし、現場協議制をもつて職場

闘争をだいじにしていた点等、ほかの組合にはないことです。だからこそ独占資本は国労の団結を破壊する攻撃をかけたのだと思います。

反マル生闘争で国鉄総裁を辞任においこんだ時、どうだおれたちが勝ったぞと思った、そして純ナマ（生産性向上）はやるぞという当局の態度をみのがしてはいなかったか。敵の正常化攻撃にあたって国労内にも「やりすぎ、ゆきすぎはあった」と認めたのではないかに見えた。

労働運動でだいなことは、階級的対立の労資関係であるのに「こっちがゆづれば相手もゆづるだろう」と期待するあまさをもたないことである。力関係で解決というのは言葉の問題ではない。思想的な闘いで勝てるだけの学習や大衆討議が重要になる。このあたりに国労の弱さはなかったか。

「なぜ一回の負けにこうまで動揺するのか」、階級闘争で「つねに勝てる」なんてあるはずがない。負けてもいいから闘うぞ、それで団結のひろがりと力がついていく。負け続けても闘い続ける力を作るといふのはこういうことであろう。

かく言う私も全電通反合研の代表を二十年やって負けつづけてきて、これを教育し言いつづけてきたつもりであるがなかなか難しいことではある。しかし旧協会が分裂し、社会党が革命をすてた今日なおいっそう重要なことではないでしょうか。

Aさん、投稿文で言っておられるとおり「あなたの主張なざること」こそ国鉄闘争の大道です。心からご健闘を祈ります。

（大木 五郎）

## ヨーロッパの空で本格的戦争が始まった

— NATO軍、ユーゴに武力介入 —

三月二四日午後、ホワイトハウスで、国家安全保障担当のサンディ・バーガー補佐官がクリントン大統領の執務室を訪ねていた。ベオグラード入りしたりリチャード・ホルブルック特使による交渉も決裂に終わった、とバーガーは報告した。

「あなたが反対しない限り、行動を開始します」というバーガーに、クリントンはきっぱり答えた。「やろう」。バーガーはオフィスにもどり、ヘンリー・シェルトン統合参謀本部議長に連絡を入れた。これを受けてシェルトンは、ブリュッセルにいるNATO軍最高司令官のウエスリー・クラークに大統領の決断を伝えた。

およそ二時間後、夜の闇に包まれたコソボ州都プリシュティナは爆発音で揺れ動いた。オレンジと白の炎が夜空をこがした。第二次大戦の終結以来はじめて、ヨーロッパの空で本格的な戦争が始まったのである。NATO軍はアメリカを盟主に帝国主義諸国で構成される。司令官はアメリカ軍の大将。現代帝国主義による露骨な侵略策である。

クリントンやNATO首脳は、ユーゴは数日で屈服すると考えた。武力介入直後の記者会見で記者が、「ミロシエビッチがコソボへの攻撃を強めた時どうするのか」と質問した時、クリントンが答えられなかったことにも示される。クリントンは長期戦略なしに、「やろう」と答えたのだ。アメリカに歯向かえるやつはいない、と。それに社会民主主義を標榜するEC首脳が付和雷同した。

## 唯一の世界超大国

なぜ、NATOがユーゴという主権国家に民族紛争を口実に戦争を始めたのか。理由は二つある。一つはアメリカの力への過信、二つは四月四日にNATOは結成五〇周年を迎えることだ。

アメリカは今、有史以来、最大・最強の帝国主義国家として、全地球上に君臨する。アメリカの文化、政治、社会のあり方に異議を唱える国家に「ならず者」とのレッテルをはり、強大な軍事力、経済力、外交力で干渉をくり返した。標的はキューバ、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、イラク、リビアそしてイスラムの国々である。

アメリカの力はどこから生まれてくるのか。カーター大統領の国家安全保障担当補佐官だったズグビグニュー・ブレジンスキーは著書『世界はどう動く―二世紀の地政戦略』（日本経済新聞社）でこう述べる。

「現在の世界覇権国、アメリカは、覇権の及ぶ範囲や浸透度の点で、過去に類をみない。世界のすべての海を支配しているだけでなく、大規模な上陸作戦を遂行する能力を発展させ、政治的に大きな影響力を内陸まで及ぼすことができる。アメリカ軍はユーラシア大陸の東端（日本と韓国・引用者）と西端（NATO諸国・同）に基地を確立しており、ペルシャ湾も支配している。

アメリカが世界覇権国としての力を行使する上で、経済力が前提条件になっている。第二次世界大戦直後には、アメリカ経済は世界のGNPの五〇%以上を占め、他を圧倒していた。西欧諸国と日本の経済復興や、その後のアジア全般にわたる急成長によって、世界のGNPに占める比率は、大戦直後の極端な高水準から当然ながら低下してきた。それでも、冷戦が終わった頃には、世界のGNPや鉱工業生産に占めるアメリカの比率は、約三〇%で安定している（アメリカのGNP比率は二五%弱だが、アメリカの五一番目の州カナダをふくめるとこの数字になる・同）。今世紀を通してみると、第二次大戦後が例外だったのであり、それ以外のほとんどの期間にはこの水準が通常になっている。

さらに重要な点として、アメリカは最新の科学技術を軍事目的に利用する面で、一層リードを広げており、その結果、技術力で比類のない軍事大国、世界的な展開能力をもつ唯一の軍事大国となっている。その一方で、経済で決定的な意味を持つ情報技術の分野でも、競争上の大幅な優位を維持している。経済の将来を担う最先端産業で優位を保っていることから、アメリカの技術的優位がすぐ覆されるとは考えにくい。とりわけ、経済で決定的な意味をもつ分野で、西欧諸国や日本に対する生産性の優位を維持し、拡大すらしていることを考えれば、そういえよう」（二三三、二三八頁）

このような分析からブレジンスキーは「アメリカは世界覇権国の地位を決定づける四つの領域で卓越している。」（二三八頁）と、アメリカの力をこう誇示する。

「軍事面では唯一、世界的な展開能力をもっている。経済面では、日本、ドイツの追い上げを受けている分野もあるが、依然として世界経済の主要な機関車である（日独両国とも、世界覇権国の他要件は満たしていない）。技術面では、先端分野の技術革新で全体としてリードを保っている。文化面では、繊細さにかける嫌いはあるが、とくに若者の間で世界的に無類の魅力をもっている。これらの要因によって、アメリカは圧倒的な政治的影

響力を保っており、唯一の総合的な超大国になっている」(三八頁)と。

### クリントンの奇弁

クリントンは国民に武力介入への支持を訴える際、「コソボでの暴力―アルバニア系民族へのセルビア系民族の迫害と弾圧―は道義的に許せない暴挙。したがって、従来の国益の観点をふみ越えてでも阻止しなければならない」と。しかし、これは理屈にならぬ。というのは、コソボ以上に人権・民族抗争はクルディスタン、カシミール、アフガニスタンで激化し、さらに多くの犠牲者がでているからだ。

さらにクリントンは「歴史の教訓と世界への脅威」をもちだした。第一次世界大戦がバルカンのセルビア人民族主義者によるオーストリア皇太子暗殺が引き金になったことを引き合いにしたかったのかもしれない。しかし、これも歴史的事実と違う。第一次大戦がバルカンで始まった原因は、民族紛争ではない。ロシアがセルビアをフランスがロシアを支持し、ドイツがオーストリアを支持したからだ。

### 「コソボ」問題とは？

ユーゴへの武力介入の引き金となった「コソボ」問題とは何か。ユーゴの民族紛争にNATOが武力介入して、民族紛争は解決するのか。歴史は不可能なことを教える。というのはコソボをめぐる戦争の歴史は長い歴史的对立に根ざしたものだ。紛争の震源地ユーゴはオスマン帝国とオーストリア帝国、イスラム教圏とキリスト教圏、セルビア民族とアルバニア民族の境界に位置している。

この地域の状況は、民族、国家、宗教のモザイクだ。たとえば、①七つの国と国境を接し―イタリヤ、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、アルバニア、②六つの共和国―スロベニア、クロアチア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、マケドニア―で構成され、③六つの民族―スロベニア、クロアチア、セルビア、モンテネグロ、マケドニア、モスレム(イスラム系)―が混在し、④四つの宗教―イスラム、ローマ・カトリック、セルビア正教、マケドニア正教―が入り乱れる。

この地域の諸民族が仲良くくらしていたのは、一九四五年十一月、ユーゴスラビア連邦人民共和国が建国され、チトーが国民的、民族的英雄として権威をもち国を治めていた一九八〇年五月までのほんのわずかな時期だけだ。その後、ソ連邦崩壊とも相まってユーゴスラビア社会主義連邦共和国は、スロバキヤ、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、ユーゴスラビアの五つの国に分裂した。

コソボはユーゴスラビア連邦共和国(セルビア共和国、モンテネグロ共和国で構成)内の自治州。面積約一万九〇〇平方キロ、人口約二〇〇万人で、岐阜県とほぼ同じだ。人種構成はアルバニア系住民が約九割といわれ、残りがセルビア人らである。

コソボ独立をめざすアルバニア系住民とこれに反対するセルビア人の対立が一九九八年二月以降、武力紛争に発展。九九年二月までに双方合わせて約二千人が殺され、難民は最大時三〇万人にも昇った。これを阻止するために武力介入が始まった。だが、コソボのアルバニア系民族が全員「難民」化する事態におちいった。

## セルビア人は誇り高い

戦争は長期化し、全世界を揺り動かすはじめた。ユーゴのセルビア人は誇り高い民族だ。侵略者たちとは徹底的にたたかった。古くはオスマントルコ、近代ではオーストリア帝国、そして現代ではヒトラーそしてスターリンに命がけで抵抗した。

NATOは一九九九年四月四日、結成五〇周年を迎える。NATO結成は対ソの軍事大同盟。しかし、ソ連崩壊でNATOは歴史的使命を終え、九八年九月におこなわれた非公式国防相会議で「民族紛争やテロに備えた共同防衛力の向上」を柱とする『新戦略構想』への移行を決め、新たな目標に向け五〇周年を祝う予定だった。クリントンやNATO首脳には、五〇周年を祝う手みやげが「コソボ解放」であったのだ。

この冒険は完全に失敗に終わった。コソボでの人種差別・侵略をやめさせるはずだった武力介入が、コソボのアルバニア系民族への弾圧を強め、今では全アルバニア系民族が難民化し、国を接するアルバニア、マケドニアに押し寄せるばかりか、イタリヤ、ギリシヤにもその余波がおよびはじめた。「豊かな」EU（欧州連合）の経済繁栄が、貧しいコソボの命運によって左右されるわけがなかったのだが、戦争政策がEU全体に暗雲を呼び寄せた。

EUはクリントンのごり押しで戦争政策を実行した。その中心はアメリカと同じアンダロサクソンのイギリスで、大陸ヨーロッパはシブシブだった。戦争の長期化で大陸ヨーロッパ、そしてアンダロサクソンの矛盾は深まろう。

今度の武力介入はヨーロッパ社会民主主義政権の本質をも問うものとなった。イギリス、ドイツ、フランス等の主要国の政権党は社会民主主義を標榜する政党だ。ドイツ社民党政権は第二次大戦後をはじめて実践に参加した。ブレアの労働党はクリントンとともにNATO軍を支える。これがどうして社会民主主義なのか。

（編集部）

## 窮極の「不況脱出」策？

—サマータイムが変えるもの—

一九九七年十二月の地球温暖化防止京都会議（COP3）で二〇〇八年時点での二酸化炭素削減目標が決まった。これを受けて、橋本内閣は九八年六月「地球温暖化対策推進大綱」を決定したが、その中にサマータイム制度化の検討が盛りこまれた。

具体的には、「地球環境と夏時間を考える国民会議」を設置し、十一月に北海道、十二月に京都、一月に東京と福岡で「地方国民会議」を開催し、賛否の意見を集約し、九九年六月に答申を出す段取りとなっている。

### 「やばい」人物は排除

この「国民会議」は、以下のような運営規約によって、その性格をあらわにしている。

一 国民会議の公開について

①中央国民会議及び地方国民会議については原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。

②座長は、会議の公開に当たり円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

なんと国民に開かれた会議であることよ。「著しい支障を及ぼすおそれ」とは誰が判断するのだろうか。その明確な基準はあるのだろうか。この「地球環境と夏時間を考える国民会議」は、相応に構えていることがひしひしと伝わってくる。

二 地方国民会議の一般意見陳述者の構成について、というところでは、

① 一般意見陳述者は、各地方国民会議毎に八名以内とする。

② 関係地方自治体は、地方国民会議の一般意見陳述者を推薦する。

これでどうして一般ピープルの意見が陳述されると言うのか理解に苦しむ。要するに、この「国民会議は」やばそうな人は受け付けず、地方で意見を聞いたという形だけを整えれば良いのである。

政府の決めた「地球温暖化対策推進大綱」の中には、二酸化炭素排出削減対策の推進という項目があつて、その中には「原子力立地の推進」が入っているのだから、その流れの中で復活してきたサマータイムも、相当ものものしい警戒の中を権力とマスコミに守られながら、じわりと動き出したことになる。

これでも、まだ不安なようで、参議院で中曽根弘文を事務局長にして超党派で「サマータイム制度研究議員連盟」を結成し、政府とは別に、二〇〇一年度の導入を目指した議員立法も準備している。国民の反発がどうあろうと、そのために内閣が倒れようと、必ずサマータイムを法制化してみせるという導入側の意気込みが感じられる布陣である。

これほど構えられると、かえって、サマータイムを導入すると、導入側にどんな利益がころがりこんでくるのか、かんぐりたくなる。だがその前にサマータイムとはどんなものなのかを調べてみよう。

### 時計の針を早める制度

サマータイムは英語で Daylight Saving Time (DST) と呼ばれ、昼の長い期間に時計の針を一時間早める制度のことである。要するに、いつも九時出勤の人は、この期間はサマータイム導入前の標準時で計れば八時に出勤することになる。そのかわり、昼休みも十二時だったのが十一時からとなり、五時に退社だったとすれば、以前の時計の四時退社となる。夕暮れまでには時間があるのでアフターファイブが有効活用されると余暇利用の観点でおすすめなのだそうだ。

日の出からしばらく眠っている今の生活より、時計を一時間早めると、太陽の光を利用する時間がのびるので省エネルギーにもなるそうだ。総合エネルギー調査会の報告によると、年間七〇万キロワットの原油節約が見込めると言う。もつとも、この試算には、サマータイムの導入によって喚起される需要に伴う増エネ分は算定不能として削除されている。また、この程度の原油節約なら、エアコンの目盛りを現状よりもプラス一度上に設定すれば達成されるもののようにだ。

### ノーテンキな女性評論家

前回、細川内閣がサマータイムの強行突破を策した時「日本のゆとりとサマータイムを考え

る会」の企画運営委員会委員の一人で、原子力委員も兼務する評論家の木元教子は、次のように説明している。「女性どおしの話し合いの中で、この制度についての疑問の一つは、労働強化にならないか」ということだった。この設問に対して彼女の答は、次のとおりである。

「労働者として、常識的な権利意識が確立している現在、労働強化につながる内容の労働契約を、使用者の意思のみで雇用者が結ぶとは考えられない」。

何という職場認識であろうか。思わずブツと笑ってしまう。労働者の権利意識が確立しているこの国で何でサービス残業や「カロシ」が蔓延しているのだろうか。戦後最大の失業者を背に、労働者の労働条件が、使用者に押しまくられて切り下げを飲む立場に立たされていることを知らない人ではなかるうに。

### サマータイムで儲ける人びと

今の時制で定時退社ができている人にとって、サマータイムは、アフターファイブの一時増につながらるだろう。

しかし、「日本のゆとりとサマータイムを考える会」にはスポーツ産業団体連合会理事長の鬼塚喜八郎（アシックス）が設立発起人としてはまっているし、「サマータイム制度懇談会」には、（株）ミズノ社長の水野正人が委員として入っている。

彼らはサマータイムによって利益を得る立場にある人々である。この他にも駅前留学や通信教育が販路拡大のチャンスとサマータイムの法制化を今か今かと待っている。労働省からは授業料の八割助成をもぎ取って、この業界はなかなか厚かましい。

時計業界はサマータイム自動調整時計を開発しての特需を今か今かと渴望している。そのため、夏時間法を五年程度の時限立法にすることに強く反対し、恒久法として制定することを求めている。

また、レジャー産業、外食産業などもアフターファイブを活用し得る人々に狙いをつけて追加需要を期待している。このほか、交通信号システムは、ラッシュ時に渋滞を緩和するべく、青信号、赤信号の時間を調節しているが、これが一時間ずれると大渋滞を引き起こすことになる。信号機の万年カレンダーをサマータイム対応プログラムに書き換えねばならず、その費用だけでざっと四八〇億円と見積もられている。

こうして、サマータイムというのは、社会に無理矢理特別な需要をつくり出し、そのいわば過剰消費によって不況からの離陸を狙った方策であることがわかる。

他方、病院給食などでは、今でも早目に配膳していることの患者側の不満がある中で、これがさらに太陽の位置を見て一時間早くやってくることになる。現行の配膳時間を守ることは困難となり、六時給食の導入に道をつけることになってしまう。それは、給食現場に超過勤務を押しつけることにつながったり、あるいは身分の違う短時間公務員や配膳サービスの民間委託といった形をとることになったりして、これまでの職場慣行が破壊されることにつながってゆくことが考えられる。

### 労働時間は延長、さらに成果主義に傾斜

では、現状でも定時で退社できない人にとって、サマータイムはどう作用することになるだろうか。毎日、最終電車で帰宅する人にとっては、何も変わらないだろう。朝一時間



早く起きて、終電も一時間早まっているのだから。

夏の間は陽がおちるまでは帰りにくいという雰囲気をつくられた職場で、陽がおちかかった頃までのつき合い残業をやらされている人にとっては、サマータイムは確実に一時間の労働時間延長となる。そして、この層が少数でないことは、容易に想像できる。

外国資本の圧力によって、週休二日制の導入を無理強いさせられたこの国の資本家階級にとって、サマータイムの導入は公然たる「週休一・五日制」への勝利の凱旋となることであろう。導入当初、毎週五時間の時間延長は、労働密度をうすめることによって、「仕事が増えた」と錯覚する労働者も増えてくるだろう。

しかし、このようなゆとりは数年間かけて取り戻され、結局、サマータイム導入前の労働密度の下での時間延長という最悪のパターンに持ちこまれることになる。そしてこの「結果」が狙われている。

労働密度が高められた長時間労働—これではたまらないから、労働者は自発的にフレックスタイムを要求するようになるだろう。こうなれば、もはや時間とひきかえに賃金を決定する八時間労働制は意味をなさない。労働時間が各人各人で変化する中での賃金決定は、成果主義へと傾斜する他ない。そして成果主義賃金は、労働者間の団結をますます希薄化し、競争の無限地獄へと労働者一人ひとりを追い込んでゆくことになるだろう。

### 農業の資本主義化のテコにも

サマータイムには別の思わぬ成果がいつている可能性がある。それは農業の資本主義化をすすめるテコとなるかもしれないということである。

現在、兼業農家の多くが、土日祝日と早朝の一時間の農作業によって機械化農業をこなしている。農業機械と農薬と化学肥料によって、ずい分コストはかかるのだが、代々続いてきた田畑をなんとか維持してゆくために、平日の勤めと両立させてきた、その人々にとって早朝の涼しい一時間を奪われることがどんな意味を持っているのか。これは実施されてみなければ何とも言えないが、もし、サマータイムの導入によって営農不能となれば農業株式会社への委託は急速にすすむことになるだろう。金納で安い地代を支払ってもらい、収穫物はすべて株式会社を持っていかれるのである。

土地改良がほとんどの地域で完了しており、畔を取り去るだけで、広大な農地が出現するようになっている。そこを農業資本家の大型農機が耕作してゆく姿はさながらアメリカの農場のそれに似ていることだろう。

### 一時間の時短、そして罰則付きの残業規制

サマータイム導入の社会的影響は甚大なものと受け止めておかねばならない。アフターファイブになる一時間はサマータイムではなく、一時間の時短と罰則付きの残業規制で増やすよう逆提案しなければならない。

そしてこの時間短縮を雇用増へとつなげてゆくためには、法制化と同時に労働者の意識改革が必要不可欠である。この国の労働運動は「時間か賃金か」の比較に対して圧倒的に賃金にシフトした運動を続けてきた。

時間について、という点を突かれた今回のサマータイム導入論議を通じて「時間」に執

着してゆく作風、文化を創造していかなければならないと思う。家庭人、地域人であることを忘れた企業人になっていることの異常さに気付くことから始めてゆこう。定時で帰ることに ついて実体のある根拠を持つ。それが何にあたるのか考えてみていただきたい。

サマータイム導入側は、二重三重の対策の上に、盤石の構えで法制化を準備している。九九年六月の答申のあとでも、法制化即実施ではなく、周知教育期間を二〇〇〇年の間たつぷり取ってその上で執行しようとしている。

おそらく慎重なこの姿勢から、導入側の心配が見えてくる。それは、サマータイムの定着に自信がないということなのだ。ウソで固めたサマータイム導入側の導入すべき根拠は実施後には結局、実感されることになる。

その時、まずまず労働者が個人的に引きこもってくれば、乗り切ることが可能などころか、アングロサクソン顔負けの競争社会がやってくる。しかし、もし不満の高まりが政治課題にまでなるようであれば、サマータイムの停止へと追い込まれることになる。現に東アジアを見てみれば、中国も韓国も一度導入してはみたものの廃止したり、一時停止状態が続いている。

日本でも、一九四八年GHQによって「夏時刻法」が制定され実施されたが、一九五二年「労働強化」等を理由に「夏時刻法を廃止する法律」によって制度を廃止した。

私達は再度のサマータイム定着阻止闘争の現場に立たされている。(一石 利休)

## 介護保険―地方自治体でもこれだけできる

―東京・武蔵野市の問題提起―

武蔵野市は介護保険が世上にのぼってから、「介護保険のあり方」について、厚生省に素直に申し入れ、多くの注目を集めてきました。一昨年の「提言Ⅰ」につづいて、昨年十二月、「提言Ⅱ」があらたにまとめられています。介護問題のあり方について、じつにさまざまな提起がおこなわれています。これらは「消費税を財源とする」との前提を除けば、私たちにとつても考えなければならぬ論点が説かれています。その要点を紹介します。

財源に関しては、税金の使い方をあらひ直す、つまりゼネコン型の公共事業に五〇兆円、社会保障に二〇兆円という住民無視の政治や、不良債権処理のための銀行支援に六〇兆円などをあらためれば、公費での介護保障や年金の充実など十分にできることでしょう。

みなさんの市区町村では介護保険は今、どんな具合にあるでしょうか。昨年度、各市区町村につくられた介護保険準備室は、この四月、本格的に機構・体制がかわり、担当者も二倍三倍の人員となって進められていることと思います。

また、介護保険の最大の特徴は、民間参入を認めたこと。これまで市区町村が市区町村の責任で実施していた高齢福祉のサービスが、指定事業者になれば、営利企業でも自由にできるようになることです。介護がもうけの対象になり過当競争激化も予想されます。

「介護は人なり」、これは厚生省も認めるところですが、人生経験を積んだ高齢者、場合によっては、意志能力の十分でない人を相手にする介護サービスは、競争と効率主義では成り立たないものです。武蔵野市も提起していることですが、二八〇万人いれば二八〇万通りの血の通ったサービスが望まれるところです。

各市町村はどこでも営利法人の在宅サービスを積極的に誘致しているようで、この春、指定業者になる予定の者への説明会を開くところが数多くあるようです。営利法人に対する規制策をどうするか、検討が急がれます。また、各市町村では、住民に対する広報活動がおこなわれるはずですが、厚生省の指導は、(株)社会保険研究所企画・制作、厚生省介護保険制度施行準備室監修の『平成十二年四月から、もうすぐはじまります介護保険』(パンフレットA4版一四頁)を各市町村で買い上げて全戸配布するようにというものです。全国一律で市区町村の地域の特性を生かしたものはなっていない。みなさんの市区町村ではどうでしょうか。ぜひ編集部まで資料、現状について報告いただければ幸いです。

資料1 武蔵野市「介護保険ブックレットⅡ」(一九九八年十二月)

## 厚生省に期待する 介護保険の大胆な改革を！ 再び、問題提起と提言

武蔵野市は、昨年の九月、「介護保険について、もう一度考えてみましょう。まだ間に合います」というブックレットを発行して、介護保険制度に対する問題点を指摘し、「武蔵野市からの提案」を発表しました。内容は①保険あつて介護なし、②コンピュータによる介護認定は正しいか、③困った時にサービスが受けられるか、④選択されてしまう被保険者、⑤知られていない被保険者負担、⑥厚生省がすべてを管理する中央集権の制度、⑦二〇〇〇億円のむだな事務費――

一年経った今でも、これらの問題点は依然として未解決のままです。むしろ、モデル事業や準備業務が本格化する中で、ますます制度の矛盾や問題点が浮かびあがってきている現状です。そこで、武蔵野市は保険者の立場で、再度、介護保険制度の問題点を指摘し、二十一世紀の高齢社会を国民誰もが安心して暮らしやすい社会とするための改革を提言いたします。介護保険法の施行までとわずか。この提言が介護についての国民各層の議論の一助となれば幸いです。

**介護保険制度の要介護認定の流れ** 市町村に申請↓訪問調査(面接調査・八五項目の調査票) ↓第1次判定(コンピュータ判定)と「かかりつけ医意見書」 ↓第2次判定(介護認定審査会による審査「第1次判定結果」と「かかりつけ医意見書」・「特記事項」に基づき判定) ↓「認定(六段階)要介護度に応じた範囲内でサービスを利用」、又は「却下(自立) 介護が必要とは認められず、サービスは受けられない」

### 一、サービス不足のまま出発できるのか

・新・新ゴールドプランと現金給付でバニックの回避を！ 全国市長会が平成一〇年十一月に全国五七五市の市長に対して行ったアンケートでは、介護サービスの充足率は平均値で六六%と発表されています。武蔵野市の場合、特別養護老人ホームの整備目標を一〇〇%達成していますが、それでも待機者は二〇〇名を超えており、実際の需要に追いつきません。新ゴールドプランは、介護保険制度の導入を前提とした計画ではないので、たとえ目標を一〇〇%達成しても、万全のサービス供給体制につながるものとは到底考えられません。

新ゴールドプランの在宅サービスの達成率 (厚生省資料より作成/一九九六年度実績)

ホームヘルパー(六九・九%)、ショートステイ(六四・四%)、デイサービス(四六・六%)、在宅介護支援センター(三三・五%)、老人訪問看護ステーション(三七・三%)

家族介護が報われる制度づくりを 厚生省は、二〇〇〇年度の在宅サービス整備率を四〇%とみて、介護費用を四兆二〇〇億円としています。これには家族介護の費用が含まれていません。介護保険制度は、在宅サービスの六〇%分は依然として家族などによって担われることを前提に出発するのです。武蔵野市の実態調査では、多くの方が家族による介護を希望していることが示されています。厚生省でも、基盤整備が進まない過疎の市町村などで、ヘルパー資格のある家族に介護報酬を支払う、実質的な現金給付のあり方を検討し始めました。

## 武蔵野市保険福祉計画実態調査（一九九八年四月実施）

- ①介護が必要になったとき介護や家事の世話をしてくれる人がいる（七四・五％）
- ②①の世話をしてくれる人は家族（九五・八％）
- ③希望する介護の場所は在宅（五七・五％）
- ④③の内、家族による介護を希望する人（七六・四％）

**提言** ①サービス不足による出発時の混乱回避のため、国が「新・新ゴールドプラン」を早急に策定し、必要な財源措置を行う。新ゴールドプランをサービスの必要量がきちんと提供できる計画を改め、通所介護や短期入所生活介護の一層の充実により、家庭介護支援の強化を図り、サービス基盤整備を進めましょう。②現金給付も含めサービスの選択の幅を拡大させる。本人や家族が現物支給や現金給付を選択できたり、あるいはその両方をミックスして利用するなど、家族介護にも報いることのできる制度に改革して出発しましょう。

**ドイツの介護保険は現金給付が八割。目的は家族介護の補完・援助です！** 介護保険の先進国ドイツでは「在宅介護が一二七万六千人で、うち現金給付は八三・一％」（朝日新聞 平成一〇年九月三〇日より）「介護保険は費用の全額負担を目的としていない。むしろ在宅介護では家族による援助を補完・軽減・援助し、施設介護では介護にかかる費用の負担を軽減することにある」（ドイツ連邦労働社会省資料より）

## 二、いったいどのくらいのサービスが受けられるのか

誰にでも理解できる**認定基準と給付基準**を！ 介護を必要とする人にとっては、自分がどのランクに認定され、どんなサービスを受けられるのが最大の関心事です。介護認定審査会による判定は、厚生大臣が定める基準にしたがって判定する（介護保険法第二七条第八項）ことになっています。モデル事業では「\*要介護認定基準時間」が次のように示されました。

### 要介護認定基準

時間は一日当り（九九年四月五日厚生省の審議会部会諮問案により一部書換え）

- 要支援 左に不該当、間接生活介助、機能訓練関連行為に必要な時間が10分以上である状態等
- 要介護1 認定基準時間が30分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
- 要介護2 認定基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
- 要介護3 認定基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
- 要介護4 認定基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
- 要介護5 認定基準時間が110分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態

**\*「要介護認定基準時間」とは？** ①1分間タイムスタディという特別な方法による時間であり、実際に家庭で行われる介護時間とは異なる。②介護の必要度を量る「ものさし」であり、直接、訪問介護・訪問看護などの在宅で受けられるサービスの合計時間ではない。…と厚生省は説明しています。あなたは、この説明でわかりますか？

実際には、厚生省が作成した「認定ソフト」によって第1次判定結果が出されます。しかし、「認定ソフト」の内容がブラックボックスのため、入力データと第1次判定結果の因果関係は、保険者である市町村にはわかりません。これでは市民の疑問に答えることができません。

**提言** ①誰にでもわかるように要介護度の認定基準とサービス給付基準を明確にする。武蔵野市では、「要介護度別の状態像の早見表」を作成しました。国はサービス給付の基準についても、わかりやすく提示すべきです。

※武蔵野市の要介護状態区分の状態像早見表は項目と要介護度との関係で作成。項目は—

【日常生活を遂行する能力 移動能力（歩行）「両足・片足での立位保持」「立ち上がり」「座位保持」 排泄「排尿後の後始末」「排便後の後始末」「尿意」「便意」 入浴（浴槽の出入り）「洗身」食事（食事摂取）「嚥下障害」 清潔・整容（口腔清潔）「洗顔」「整髪・洗髪」「つめきり」 衣服着脱（ボタンのかけはずし）「上衣の着脱」「ズボン等の上下」「靴下の着脱」 社会生活「居室の掃除」「薬の内服」「金銭の管理」 理解（毎日の日課）「直前の行為」「生年月日」「自分の名前」「意思の伝達」 問題行動など（物忘れ）「まわりの事に関心がない」「昼夜逆転」「暴言・暴行」「大声を出す」【助言や介護に抵抗する】「野外への徘徊」「火元の管理ができない】

項目に対する評価は、基本的に備わっている、かなり低下、著しく低下、一部介助、全介助が必

要か等。また、費用はいくらか。支給限度額、現物給付相当額（月額）、利用者負担（月額）。誌幅の関係で一覽表を省略（必要な方にはコピーしておきます。B5版一枚です）

### 三、デジタル情報より温かい人間の目と判断を信じよう！

状態が悪くなったのに要介護度がさがってしまう？【例1】第1次判定では片手マヒであったケースを、片手・片足マヒに修正し、コンピュータで再判定したところ、「要介護3」から「要介護2」へ下がった。【例2】第1次判定で「要介護4」であったケースについて、痴呆による問題行動の「作話をし言いふらす」「幻視・幻聴」「暴言・暴行」をいずれも「なし」から「ときどきある」に修正し、コンピュータで再判定したところ、「要介護3」へ下がってしまった。

このような第1次判定結果に、モデル事業を行った調査員も介護認定審査委員も不信感と本格実施への不安を抱えています。コンピュータによる判定は、たった八五項目の質問に「できる」「できない」といった簡単な選択肢で答えるだけです。たとえ一つ一つの動作ができて、連続動作や日常生活が可能かどうかは判断できません。そもそもデジタル化された情報だけで生身の人間の判定をすることが問題なのではないでしょうか。

また、保健・福祉・医療の専門家による介護認定審査会で、第1次判定を変更しようとする場合でも、厚生省が定めた事例に該当しないと、原則として変更することは困難です。要介護認定についても、保険者であるはずの市町村の自主性が著しく制約されているのです。

**提言** ①保健・福祉・医療現場の専門家による調査判定を行う。ドイツでは、コンピュータではなく、メデイカル・サービス（独立した専門の認定機関）が介護認定を行っています。日本でも医師・看護婦・ケースワーカーなどの専門知識をもつ現場担当者が調査すれば、コンピュータよりもきめ細やかな判定が可能です。②本人の心身状況だけでなく住宅や家族の状況なども調査し判定を行う。現在の判定には、住宅や家族の状況などは質問項目に入っていないため、本当に必要なサービスが正確に判定できません。介護保険法では「心身の状況、その置かれている環境」（第二十七条第二項）なども調査することと示されています。生活環境や家族状況などもきちんと調査し、認定に反映させましょう。

**プライバシーは守られるのか** ドイツの介護保険法では、個人データ利用の原則を六条にわたって法律本文に明記しているのですが、一方、日本の介護保険法は、何ら明文化していません。また、「かかりつけ医意見書」は、本人と医師の同意があれば、ケアプラン作成に利用できますが、これは医療カルテと同様の情報が、民間営利事業者を含めたケアプラン作成機関に提供されることを意味します。ところが、これらの情報に対する事業者の責任や義務について明確になっていません。これで個人のプライバシーは保護されるのでしょうか。

**提言** ①個人情報保護のために、事業者に対する守秘義務や目的外利用の禁止、情報の蓄積期間の明示など、法的な整備を早急に行う。

### 四、保険料は月額二六〇〇円（厚生省見込み）ですむのか

消費税5%のうち2%分を介護保険の財源に！ 厚生省は、介護保険料は収入に応じて五段階に区分し、月額平均二六〇〇円と見込んでいます。しかし、全国市長会の調査では、三〇〇〇～四〇〇〇円未満とする自治体が六割も占めています。仮に月額四〇〇〇円の保険料とすると、夫婦二人で年一〇万円近くの負担となります。比較的収入の少ない高齢者が、果たしてこれだけの負担に耐えられるのでしょうか。六五歳以上で月額が一定額以上の年金受給者からは、保険料が天引きされます。年金が少ない方や無年金の方などは、市町村が個別に保険料を請求して納めてもらうことになります。厚生省は、あくまでも保険制度なので未納者・滞納者には「サービスの給付制限」などペナルティを課すとしています。しかし、市民の生活に責任を持つべき市町村が画一的な「給付制限」を行うことが可能なのでしょうか。

介護保険は、保険料が高くなるとそれと連動して、国・都道府県・市町村の公費負担も増える仕組みとなっています。保険料は三年ごとに見直し（値上げ）される予定ですが、公費負担の増加に国家や地方財政が耐えられるでしょうか。

### 「保険料がいくらなら運営できるか」（全国市長会調査 平成一〇年十一月）

三〇〇〇～四〇〇〇円（二七市） 五七・七%、四〇〇〇～五〇〇〇円（六五市） 二九・六%、五〇〇〇円以上（二八市） 十二・七% \*比率は金額回答のあった二二〇市に対する割合

**提言** 現行消費税の五%のうち、二%を公的介護保険の財源にあてる。この消費税相当額を全国の六五歳以上の人口に応じて市町村に交付し、これを財源として介護保険を運用する。①未納者・滞納者に対する給付制限の問題が解決され同時に、被保険者証の発行、保険料の賦課徴収など無駄な事務費が一切不要になります。②消費税二%分が現在想定されている介護費用総額に相当するため、新たな保険料負担がなくなります。国民に安心感をあたえ経済の活性化にもつながります。③公的介護制度の財源は、消費税という形で社会全体の連帯で支えられることとなります。

介護証を持つているだけではサービスは受けられない。介護保険制度では、保険証を持つているだけでは介護サービスを受けることができません。サービス給付を受けるためには、市町村に申請を行うい、認定を受ける必要があります。保険証一枚あれば、いつでもどこでも医療機関で受診することができる医療保険の保険証とは違うのです。

厚生省はすべての第1号被保険者に保険証を交付するよう市町村に指導しています。しかし認定されるのは六五歳以上の方の約一割程度の対象者に過ぎません。ほとんどの高齢者にとっては、使われることのない保険証となるのです。

**提言** ①介護保険証は、行政改革と経費削減のため、六五歳以上全員に発行するのではなく、介護を必要とする方だけに発行する。

## 五、市町村の自治の力を活用して、奉仕と感謝の地域社会を：

①日本国民は、永年社会に貢献してきた長寿者、高齢者が介護を必要としたとき、十分なサービスが行き届くような制度を期待しています。そのために必要な財源は、合理的な基準のもとに適正に負担する覚悟と誇りを持っています。②私たちは、地域に生き、地域社会の中で多くの人たちとともに支えあって生きています。高齢者の介護には、本人の自立・自尊の精神を大切にしながら、家族や地縁、友情縁、ボランティア、NPOなど奉仕と感謝の血の通ったサービスが欠かせません。③家族介護は誰もが望むことですが、介護が長期・重度にわたれば、本人と家族の間に深刻な葛藤をもたらします。家族介護を支え、その限界を克服するのが公的介護制度です。北海道から沖縄まで、それぞれの地域の実情を生かした、その人のニーズに合った多様なサービスの内容と方式が大切です。④国は財源を保障し、市町村の自治の力を活用して、市民と市町村と国とが、それぞれの知恵と力を出し合って、高齢者を全国民で支える柔軟な発想が求められています。高齢者が安心して、いつまでも地域で過ごすことができるよう、論議を尽くして大胆な改革を行いましょ。

### 資料2 武蔵野市「介護保険ブックレット」(一九九七年九月)

## 保険者とされる武蔵野市からの提言

公的介護の充実には、地域で今一番必要とされている緊急の課題です。しかし、介護保険法案は、これまで見てきたように様々な問題点を抱えています。これらの問題点を解決して、血の通った新しい介護制度を創るにはどうしたらいいのでしょうか。

**二八〇万通りの血の通ったサービスを** 介護は、長らく社会や地域に貢献してきた人々の人生の後半期の生活の自立を支援することです。障害のある方が、いつまでも住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人や家族の努力では限界のあることを、行政やコミュニティの力で支え合うことです。二〇〇年には、全国で介護を必要としている人は二八〇万人と推定されています。これらの人々には、身体や家族の状況など二八〇万通りのそれぞれの状況があるはずです。介護保険の根本的な問題点は、この介護の本質を二八〇万通りではなく、たった六段階の要介護度のパターンに押し込めてしまうところにあります。

医療制度では、各人それぞれの病状によって、診療・治療をしています。介護の本質は、むしろ、この医療の実態と似ているのではないのでしょうか。つまり、二八〇万人の要介護者がいたら、二八〇万通りの介護サービスがなければ本当の意味での血の通ったサービスとは言えません。

**身体状況に加え、住宅・家族・コミュニティの状況も総合判断** 介護は、生活全般にわたる自立の支援ですので、単に本人の身体的な状況だけでなく、家族や住居の状態、あるいは地域での知人・友人との関係や地縁の状況も自立支援のための重要な要素です。「自助・共助・公助」という言葉がありますが、まさに介護の問題というのは、自らが努力する部分と、家族やコミュニティがお互いに助け合って努力していく部分、プロによる公的介護で支えるという三つの側面があり、これら

三つがバランスとれて、しかもその人にあつたサービスとして提供されなければなりません。

**市町村の地域の特性を生かした介護と財政援助を！** 介護の問題は、属人性とともに、地域性も極めて強いものです。例えば、北海道のAさん、東京のBさん、沖縄のCさんが介護を必要としていたとします。この三人が同じような身体状況だとすると、介護保険ではこの三人に同一の給付・サービスを提供しようとするので、全国一律の基準でコンピュータによる判定をしたり、膨大な事務処理を発生させることになるわけです。しかし、はたして、北海道のAさん、東京のBさん、沖縄のCさんに同じ介護サービスが必要なのでしょうか。例えば、北海道には土地や住宅が広い反面厳しい寒冷地という北海道の地域性があり、東京には地価や人件費が高いが都市型ボランティアやNPOが活発など大都市特有の地域性があり、また沖縄には沖縄の気候・風土・地縁血縁の広がりなどといった特徴もあります。したがって、それぞれの地域の特徴を生かしたサービスが提供されることが必要です。それが出来るのは市町村です。

大事なことは、北海道のAさんが住む自治体にも、東京のBさんが住む自治体にも、沖縄のCさんが住む自治体にも、全国どこに住んでいても、それぞれの市町村の財政力に関係なく、一定水準の介護サービスが受けられるだけの財政的な基盤が市町村に保障されることです。

**具体的提案** そこで具体的に次のことを提案します。①市町村単位あるいは市町村連合（一部事務組合など）ごとに介護の事業主体を確立し、それぞれ「介護支援特別会計」を設ける。②高齢者の自立支援・介護は全国民の連帯で支えるため、消費税賦課方式により介護財源を確保する。（2%で二兆五〇〇億円。二〇〇〇年の保険料総額に相当）③この財源を六五歳以上人口に応じて市町村に比例配分する。④各人の状況に応じて提供する介護サービスの種類や水準は、地域の特性に配慮しながら市町村ごとに決定する。⑤介護サービスの計画については、市町村が住民参加で策定し、市町村議会によって大枠を決定する。⑥財源の確保と分配については、法律に明記し、国会で審議し決定していく。

**介護保険法案の様々なデメリットを解消** この提案によって介護保険法案の様々なデメリットが解消されます。例えば、保険証を発行するための資格管理事務などの膨大な事務がほとんどゼロになります。保険料を賦課徴収するための新たな事務も必要なくなります。また、保険制度には必ず未納・滞納者がつきものですが、この問題も解消され、未納・滞納者へのペナルティも選別も必要なくなります。そして、市町村ごとにケースワーカーや介護福祉士、看護婦、OT、PTなど複数の現場担当者が調査することによって、介護を必要とする人々の状況や家族との関係、住宅の状況などに応じたケアプランが作成され、サービスが提供されるわけですから、コンピュータによる判定よりも現実的で正確性が確保され、サービス提供の迅速性も確保されます。

また、財源的には消費税1%が二兆五〇〇億円と言われていますから、国民の新たな負担となる保険料の総額に相当することになります。

**寝たきり予防施策の推進や地域活性化も実現** また、様々なメリットも生まれます。市町村長や市町村議会のリードのもとに、例えば、寝たきりにならないような栄養改善事業やADL（日常生活能力）の低下を防ぐための運動療法などの施策を一生懸命取り組んでいる自治体にも一定の財源が保障されますから、要介護高齢者の出現を抑制すればするほど財源的な余裕が出てくることになり、寝たきり予防施策も積極的に取り組まれることとなります。さらに、副次的効果として、六五歳以上人口に応じて市町村に財源が配分されるわけですから、これらの財源を活用して介護事業を中心とする新しい地域密着型の福祉産業を育成することが可能であり、新しい雇用の創出による地域の活性化も実現することができます。

**国家財政運営からも有効** 私たちの提案は、国家財政運営の点からもきわめて有効です。介護保険法案は、給付は定額払いですが、介護費用総額は出来高払いですので、将来、介護ニーズと高齢化率の増大に伴い、自動的に公費と保険料が増大する危険性があります。

しかし、私たちが提案した方式は、国会で決定された消費税の賦課総額の枠内で市町村に配分するものです。市町村は独自の上乘せ給付サービスも含めて、住民に給付と負担の範囲を問うこととなります。住民自らの「自治」によるサービス計画策定を通じて、健康増進を含めた自立支援の介護への動機づけにつながるでしょう。結果として、国家財政の抑制にもなります。

**権利と義務に加えて、奉仕と感謝の精神を！** 二十一世紀の介護を「保険に入って保険料を納めたのだから給付を受けて当然」という権利と義務の関係だけにしたいのでしょうか。勿論、介護を必要としている人に対して権利を保障していくことは大事なことです。また、受給者が権利意識をもって公的介護をチェックしたり、それに伴う義務を履行することも必要です。しかし、家族やそ

れを支えるボランティアや隣人を含めた大勢の人々の奉仕と感謝の精神がそれに付け加えられなければならぬと思います。権利と義務という社会保障の根本と同時に、日本の地域社会の温かい人間的な感謝と奉仕が付け加えられれば、本当の意味で血の通った介護を実現する社会となるでしょう。あなたのお考えをお聞かせ下さい。(千一八〇武蔵野市緑町二の二の二八武蔵野市役所)

## ◇ 読者からのおたより ◇

**春闘そして選挙闘争** 春闘もなんとなく盛り上がりがないまま、選挙闘争(町議会議員)、社民党の必勝に向けたシフトに移行のようです (町職労・N)

**すさまじい攻撃** 国労臨時大会前後の職場への攻撃はすさまじいものがあります。本部も現場も、真価が問われています。(大阪・国労H)

**国鉄闘争連載して** 送金おくれました。国鉄闘争についてももう少し、くわしく連載して下さい。(北海道北見・N)

編集部より 了解です。どこに焦点おけばいいのか教えて。やりやすくなくなります。

**私の希望** 憲法改悪の動きが強まっている。社民党と新社会党が一体になって、平和憲法を守る大衆行動団体を至急立ち上げてほしい (横浜・Y)

**毛沢東の精神で** 統一地方選挙で各地の市民、労働者候補が健闘し、平和と民主主義、地方自治を推進している。「知恵のある者は知恵を出し、カンパでできる者はカンパし、体力のある者は声と足をもって」。毛沢東の精神で支援したい。(沼津・T)

編集部より 国会は旧自民勢力に牛じられ、地方から攻め上るとき。ご健闘を!

**次代を担う** 統一地方選挙、組合幹部の無所属が何と多いことか。政党性を薄め、当選後はどこに行くのか。社民党はなくなるが、新社会党は。娘は「お父さんは新社会党」と友達に話している。そのぶん取り込みを厳しく、子供たちに生きざまをみせたい。次代を担う労働者は本物をよく観ている。(鶴岡・M)

**ワイワイガヤガヤ** 大阪・吹田市議選(田中たもつ)。慣れないメンバーでワイワイガヤガヤやっています。(大阪・F)

**地方選に勝つ** 今は統一地方選に勝つことに全力を集中するつもり。落ちついたら長期展望について問題提起したい。(神戸・S)

編集部より 楽しみにしています。アツと驚く問題提起よろしく。

**差別・選別打ち破る** 統一地方選、厳しい闘いだががんばっています。連合の選別・差別打破に向け前進します。(北海道富良野・N)

編集部より 北海道の萌えいずるような春めざしががんばって。

**驚きました** 『社会通信』No七三三号「巻頭言」を読んで驚きました。「精神分裂患者ではとも推測される」の部分です。私は新座市で精神障害者(患者)やその家族とお付き合いしています。患者さんたちは、私の知るかぎり、心優しく素直な方々です。他人の気持ちに敏感で思いやりが深く、傷つけることをおそれます。私など自分の至らなさを反省させられることしきりです。患者さんたちは、不幸な事態が起きたとき、それを他人の所為にせず、自分を責めます。「だから病気になっってしまったのではないか」と私は思います。他人の所為にできる人は病気になるいのではないかと。どうして舐添氏が精神分裂患者なのか? 病がもたらす幻視や幻覚、妄想に苦しめられている精神分裂患者に、どのように受け取られると思いますか!

編集部より 言葉が不適切だったことごめんなさい。「電波人間」といった方が適切だったかも知れません。(埼玉・O)

**NTTの純ベアは九百円に** 九九春闘は厳しい雇用条件の中で闘われておりますが、連合の主要組合は事実上終わりました。結果については、NTT労組の総括は純ベアは九百円(要求は三千二百円)でした。NTTは収益は落ちてないのに他の組合と横並びにされてしまったと報告オルグがされています。スト権は確立しても今年は「事後対処方式」と言うことでストも構えませんでした。また、連合加盟組合のなかで正確ではありませんが四五〇組合位が賃上げ要求をしなかったということです。(NTT労働者・K)

編集部より ひどい春闘です。しかし、連合幹部に危機意識はありません。私たちの力を強く大きくしなければ展望はみえてきません。ご活躍を!